平成２５年（フ）第１２３号
岡山市中区平井３丁目585番地５　Ａ棟102号室、旧住所岡山市南区東畦684番地85
債務者　杉原　芳郎
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２８号
岡山県加賀郡吉備中央町吉川3898番地２
債務者　山本　真美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４６号
岡山県赤磐市桜が丘西７丁目10番17号
債務者　藤岡　恵美（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１１０６号
東京都八王子市明神町４丁目27番14号リビエールハヤシビルディング502号
破産者　須永　弘文
1　主文　当裁判所が平成25年２月28日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都八王子市八幡町８番１号第２長嶋ハイツ203号」とあるのを「東京都八王子市明神町４丁目27番14号リビエールハヤシビルディング502号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年４月10日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３３７号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目30番５号
破産者　株式会社ＢＡＮＧＣＡＲＤ
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１３６号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1410番地４グランデュールハザマ103号
破産者　井上　江梨（旧姓千本）
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６号
福井市西開発１丁目2610番地
破産者　開発産業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
福井市河合勝見町９字25番地
破産者　株式会社シティープレコン
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
福井県坂井市春江町石塚第54号13番地
破産者　齊藤　絹子
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９０３号
名古屋市西区浮野町６番地
破産者　株式会社ヒロミトランスポート
1　決定年月日　平成25年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
岐阜市長良2503番地１、開始決定時の住所岐阜市長良子正賀20番地１
破産者　上村　一幸
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７６号
岐阜市曽我屋２丁目125番地２
破産者　鷲美衣料こと　鷲見　　孝
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４７７号
静岡県浜松市中区上島７丁目13番14号
破産者　有限会社アバンテ
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８号
石川県輪島市町野町東大野久保田67番地１
破産者　池田　周三
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５３９号
愛知県安城市新田町小山36番地１　パークサイド小山Ｂ―105、前住所愛知県安城市東栄町１丁目６番14号　丸美ロイヤル新安城902
破産者　星野康比古
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年５月24日午後２時10分
平成25年４月11日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４２２号
大阪市西成区鶴見橋２丁目７番11号、開始決定時の住所大阪市西成区長橋３丁目４番３号
破産者　中川　昌憲
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月６日午後３時
平成25年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３４３号
大阪市淀川区宮原２―11―11　シャネルハイツ新大阪’83―603号室、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘西７丁目２番５号
破産者　阿部　嘉弘
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午後３時
平成25年４月11日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１３３号
松江市大庭町96番地
破産者　有限会社八束電設工業
異議申述期間　平成25年６月６日まで
平成25年４月11日　　松江地方裁判所民事部